

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学(以下「本学」という。)が、学外の機関等(以下「委託機関」という。)から委託を受け、本学において行う研究(以下「受託研究」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(研究代表者及び研究分担者)

第2条 受託研究を行う研究者は、本学の専任教員とし、以下に掲げるとおりとする。ただし、必要に応じて学外の者を受託研究の研究分担者とすることができる。

- (1) 受託研究を代表して行う研究代表者
- (2) 受託研究を研究代表者と分担して行う研究分担者

2 研究代表者が所属する機関の長(以下「所属長」という。)は、研究分担者が本学の他の機関又は学外の機関に所属する場合、あらかじめ当該研究分担者の所属の長の承認を得なければならない。

(受入れの条件)

第3条 受託研究の受入れは、本学の教育研究の発展に寄与する研究成果が期待でき、かつ、研究代表者及び研究分担者の本学における職務に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限る。

(受託研究の申請)

第4条 受託研究を行おうとする研究代表者は、委託機関から提出された委託研究申込書と受託研究計画書を所属長に提出し、所属機関の審議を経て、学長に提出しなければならない。

(受入れの可否及び通知)

第5条 学長は、[前条](#)の申請があった場合、受託研究の受入れの可否を決定する。

2 学長は、受託研究の受入れの可否について、委託機関に通知しなければならない。

(契約の締結)

第6条 学長は、委託機関との間で受託研究の契約書(以下「契約書」という。)を作成し、契約を締結しなければならない。

2 学長は、受託研究契約を締結したときは、その旨を研究代表者の所属長を経て研究代表者に通知する。

(研究の場所)

第7条 本学の研究代表者及び研究分担者は、本学内において研究を行う。ただし、必要に応じて学外の施設等において研究を行うことができる。

(受託研究に要する経費)

第8条 受託研究に要する経費(以下「受託寄付金」という。)は、委託機関から受け入れるものとする。

2 受託寄付金は、以下に掲げるものをいう。

- (1) 受託研究に使用する本学の施設及び設備の維持・管理に必要な通常経費
- (2) 謝金、旅費、備品・消耗品費等の受託研究遂行に必要な直接経費

3 委託機関から受け入れる受託寄付金は、本学会計に収納されるものとし、当該受託寄付金の範囲内で支出するものとする。

(管理経費)

第9条 委託機関から寄付された受託寄付金を本学の管理経費に充てることができる。

(契約の変更)

第10条 研究代表者は、受託研究の契約内容に変更が生じた場合、委託機関と協議の上、双方が承認した研究計画変更願を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長の承認を求めなければならない。

(受託研究の中止)

第11条 研究代表者は、天災等、研究遂行上やむを得ない事由により受託研究を中止するときは、研究計画中止願を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長の承認を求めなければならない。

(受託寄付金の返還)

第12条 受託寄付金は、[前条](#)の規定により受託研究を中止した場合を除き、返還しない。なお、本学が委託機関から受領した受託寄付金を返還する場合は、すでに支出された経費を控除した額とする。

(受託研究の終了)

第13条 研究代表者は、受託研究期間の終了後、速やかに所定の受託研究終了報告書を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長及び委託機関の長に報告する。

(研究成果の帰属及び公表)

第14条 受託研究による研究成果の帰属及び公表は、その旨を契約書に定める。

(知的財産の取扱い)

第15条 受託研究に伴う知的財産の取扱いについては、別に定める知的財産取扱規程による。

(事務所管)

第16条 受託研究に関わる事務所管は、学術研究推進部とする。

(雑則)

第17条 この規程に定めのない運用に関する必要な事項は、契約書に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、駒澤大学社会連携委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。